

## 【利用料金表】

&lt;令和7年4月1日現在&gt;

認知症対応型通所介護利用料（介護保険適用部分、介護予防を含む）						
		3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間
基本 利用 料	要支援1	664 円/回	695 円/回	1021 円/回	1046 円/回	1180 円/回
	要支援2	733 円/回	767 円/回	1137 円/回	1167 円/回	1315 円/回
	要介護1	754 円/回	790 円/回	1174 円/回	1204 円/回	1356 円/回
	要介護2	827 円/回	866 円/回	1298 円/回	1330 円/回	1501 円/回
	要介護3	902 円/回	943 円/回	1418 円/回	1453 円/回	1645 円/回
	要介護4	975 円/回	1020 円/回	1542 円/回	1580 円/回	1789 円/回
	要介護5	1047 円/回	1095 円/回	1666 円/回	1707 円/回	1934 円/回
加 算	個別機能訓練加算(Ⅰ)					29 円/回
	個別機能訓練加算(Ⅱ)					22 円/月
	入浴介助加算(Ⅰ)					44 円/月
	入浴介助加算(Ⅱ)					59 円/月
	科学的介護推進体制加算					44 円/月

- \* 上記の額は、利用1回当りの介護報酬告示上の通常規模通所介護の単位に、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22単位を加え、1単位10.83円の地域単価を乗じ、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の18.1%を加算した額の、利用者にご負担いただく1割相当の額です。実際にご負担いただく額は、介護保険負担割合証に応じた割合になります。
- \* 個別機能訓練加算(Ⅰ)は、通所介護計画に位置付けられており且つ、実際に実施した場合に算定します。
- \* 個別機能訓練加算Ⅱ(20単位)は、個別機能訓練加算Ⅰを算定している利用者について、厚生労働省のデータベースに訓練内容等の情報を提出し、フィードバックを受け、必要な情報を活用した月に算定します。
- \* 入浴介助加算Ⅰは、通所介護計画に位置付けられており且つ、入浴介助に関する研修を受けた職員によって実際に実施した場合に算定します。
- \* 入浴介助加算ⅡはⅠの要件に加えて、専門知識を有する者が、居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室環境を評価していること、通所介護計画書に位置付けられており、個浴又は利用者の居宅に近い環境で入浴介助を行う場合に算定します。
- \* 科学的介護推進体制加算(40単位)は、利用者の心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省のデータベースに提出している場合、月ごとに算定します。
- ◎ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1月あたりの料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、三鷹市健康福祉部高齢者支援課の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

「実費負担」：介護保険適用部分以外の実費をご負担いただくのは以下のとおりです。

食事代	700円/食
行事等特別な食事代	実費
オムツ・パット代	実費
活動材料費	実費

「キャンセル規定」：利用者のご都合でサービスを中止する場合も、キャンセル料はかかりませんが、下記

①利用当日の午前8時30分までに利用中止のご連絡をいただいた場合	無料
②利用当日の午前8時30分までに利用中止のご連絡をいただけなかった場合	食事代700円